

お知らせ掲示板

くらし

市営墓地を貸し付けます

【募集する墓地】桃尾墓園(東区戸島町)
【募集数・使用料】

種別	募集数	永代使用料
芝生墓地	200程度	60万円

【**因**】市内に住む、許可日から3年以内に墓碑建立できる方 【**甲**】来年3月31日までに健康福祉政策課、区役所福祉課、総合出張所へ(土・日、祝日除く午前8時半～午後5時15分) ※募集要項は上記申込み場所、秋津・東部・花園・飽田・南部・北部まちづくりセンター、大江交流室、墓地管理事務所配布。
(健康福祉政策課 ☎328-2340)

10月は市県民税第3期の納期です

納期限は10月31日です。納期限までにお支払いください。

市税の納付には、便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関、郵便局またはインターネットで申し込みください。

また、スマホ・タブレット端末を利用して、クレジットカードによる納付もできます。詳しくは、市ホームページへ。

【クレジットカード納付】 【Web口座振替登録】



(納税課 ☎328-2204)

市税の滞納処分により差し押さえた自動車等の公売会を開催します

【**日**】10月18日(火) 【**下見会**]午前9時
【**公売会**]午前11時 【**場**] 【**下見会**]西区役所駐車場 【**公売会**]西部公民館A会議室
詳しくは、市ホームページへ。
(納税課特別滞納対策室 ☎328-2202)

震災対処実動訓練を行います

【**日**】10月16日(日)午前9時～午後0時半(校区によって時間が異なる場合有)
【**因**]本市で震度6弱の地震が発生したと想定し、地域と連携した避難所開設・運営、情報収集・伝達等の訓練を行います。当日は、体育館等を訓練会場として利用しますので、ご理解とご協力をお願いします
(危機管理防災総室 ☎328-2490)

監査結果などを公表しています

【**場**]情報公開窓口(市庁舎3階)、市立図書館・分館、くまもと森都心プラザ

図書館、公民館図書室、市ホームページ 【**因**]令和4年度(2022年度)一般会計・特別会計定期監査(工事)報告書、令和3年度(2021年度)一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、令和3年度(2021年度)公営企業会計決算審査意見書、令和3年度(2021年度)決算に基づく健全化判断比率等審査意見書、令和3年度(2021年度)内部統制評価報告書審査意見書

※監査報告書とは、事務や工事のやり方が適正で合理的であったかなどについて、監査委員が調査した結果をまとめたものです。

※審査意見書とは、決算書等の計数の正確性を検証し各比率等が正しく算定されているか、また、評価報告書における評価が適切に実施されているか、などを審査し監査委員の意見を付したものです。

(監査事務局 ☎328-2763)

第34回 熊本アートパレード 出品作品募集 テーマ「20(にじゅう)」

■出品受付

【**日**]12月24日(土)～25日(日)午前10時～午後5時

【**場**]現代美術館ギャラリー I 【**因**]審査員:日比野 克彦(現代美術館館長)

【**対**]15歳以上(中学生を除く)の本市在住・在勤・在学者・本市出身者 【**申**]現代美術館へ直接持参

※ホームページに掲載の要項等をよくご確認ください。

※「第34回熊本市民美術展 熊本アートパレード」の会期は令和5年1月7日(土)～22日(日)です。

詳しくは、現代美術館ホームページへ。
(現代美術館 ☎278-7500)

公的年金を受給している方で65歳になられた方へ

公的年金等を受給している方で、令和3年4月2日～令和4年4月1日の間に満65歳になった方(昭和31年4月3日～昭和32年4月2日生まれの方)は、10月から市県民税の納付方法が変わり、これまでの普通徴収(納付書または口座振替による納付)から、公的年金等からの特別徴収(天引き)へと変更になります。

■対象となる方【令和4年4月1日現在】

・公的年金等を年間18万円以上受給している方で市県民税が課税となる方

・公的年金等から、所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を差し引かれた残額が、市県民税額よりも多い方

※収入や控除の状況により、公的年金等からの特別徴収の対象にならない場合があります。

※公的年金等の収入以外に、給与などの所得がある場合、その所得にかかる税額は、給与からの特別徴収または普通徴収になります。

※年金保険者からの年金振込通知書に記載されている「個人住民税」と「個人市県民税」は、同じ税金です。詳しくは、市民税課へ。

(市民税課 ☎328-2183)

税務署納税窓口の受付時間短縮の取り組みについて

10月3日(月)から、熊本国税局管内の全ての税務署で、税務署窓口での納税は「午前9時から午後4時まで」の手続きをお願いします。

これは納税者の方の理解を得て実施するものであり、午前9時から午後4時以外の納税を受け付けられないというものではありません。

納税者の皆さんには、不便が生じないように、口座からの引き落としやインターネットを利用した納税など、窓口での納税以外の多様な納税手続きを提供しています。

各種納税方法など詳しくは、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)へ。

(熊本西税務署 ☎355-1181、熊本東税務署 ☎369-5566)

自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう

10月より「熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例」が改正されます。

改正条例では主に、①自転車ヘルメット着用の努力義務、②自転車保険等への加入の義務、③夜間のライト点灯の義務・側方反射器材装備の努力義務の3項目をはじめとした、自転車のルールが追加されます。

交通ルールを守りながら楽しく自転車を利用しましょう。

詳しくは、市政だより7月号の特集をご覧ください。

(自転車利用推進課 ☎328-2259)

消費生活地域見守りサポーター養成講座 受講生募集

無料

	日時	内容
第1回	12月13日(火) 午後2時～4時半	消費者トラブル相談事例・対処法など
第2回	12月14日(水) 午後2時～4時半	消費者保護に関する法律・契約の基礎知識など

※全2回とも受講が必要です。

【**場**]市教育センター4階大研修室 【**内**]消費者問題に関する基礎知識や見守り活動について学ぶための講座です。消費者被害をなくすためにまずは身近な方への声かけから始めませんか 【**師**]市消費生活相談員など 【**対**]市内に住むか通勤・通学する方 【**定**]50人(先着順) 【**申**]10月25日～11月25日までに電話(☎334-1500)またはホームページ(higomaru-call.jp)でひごまるコールへ
(市消費者センター ☎353-5757)



戸建木造住宅耐震診断士派遣事業の追加募集

【**内**]本市に登録のある耐震診断士が自宅に訪問調査を行い、地震に対する強さを診断 【**対**]次の①～④のすべてに該当するもの。①市内にあり、人が住んでいるまたは住む見込みがある戸建木造住宅②平成12年5月31日以前に着工したもの(昭和56年6月以降に着工したものは、熊本地震による被害を受けたもののみ)③在来軸組構法、伝統的構法で建てられたもの④3階建て以下のもの ※その他要件あり 【**定**]10戸程度(抽選) 【**費**]一戸あたり5,500円 【**申**]10月3日～14日(消印有効)までに申込書と必要書類を原則郵送で〒860-8601住宅政策課へ(持参希望の場合はご相談ください)

詳しくは、市ホームページまたは住宅政策課へ。

(住宅政策課住宅支援班 ☎328-2449)

【連載】昼も夜もだれもが歩いて楽しめるまち(第9回)～まちなか広場を拠点としたにぎわいの創出～

人中心の快適な空間の整備の一環として、昨年3月に熊本駅白川口駅前広場、11月には花畑広場が全面的に供用を開始しました。これら広場は、日常時は居心地のよい憩いの場として、ハレの日は楽しいイベントの場として活用されています。今後、まちなかの拠点である両広場の積極的なマネジメントを行い、さらなるにぎわいの創出を目指します。

○居心地のよい憩いの場



花畑広場(花畑公園)



熊本駅白川口駅前広場(アミュひろば)

○楽しいイベント



花畑広場



熊本駅白川口駅前広場(アミュひろば)

涼しくなり屋外が気持ちの良いこれからの季節は、「食欲の秋」「芸術の秋」でもあり、広場ではさまざまなイベントが予定されています。ぜひ、まちなか広場に足をお運びください。

※まちなか広場のイベント情報は、右記のホームページを参照ください。



花畑広場公式ホームページ



熊本駅白川口駅前広場(アミュひろば)

JRくまもとシティホームページ(「アミュひろばスケジュール」参照)

(市街地整備課 ☎328-2537)

くらしの中の人権 106

インターネットに関する人権問題

インターネットは急速に世界で広まりました。多くの情報をすぐに収集することができ、世界中の人とコミュニケーションを取ることができるなど、情報媒体として無限の可能性が広がっています。しかし、インターネットは私たちの生活を豊かにする便利な道具である反面、使い方を間違えたり、悪意を持って使うと「凶器」にもなります。

たとえば、誰もが見ることができる掲示板等に誹謗中傷を書き込むなど、他人の人権を侵害する事件も後を絶ちません。書いた人が軽い気持ちでしたことだとしても、被害者をとても傷つけてしまうことがあります。

このようなインターネット上での悪質な侮辱行為に対し、厳正な対処と抑止力の向上のため、侮辱罪の法定刑を引き上げる改正刑法が7月7日に施行されました。

インターネットの世界においても、画面の向こうに、自分と同様に人権のある他者の存在を意識することが大切です。

(人権政策課 ☎328-2333)